

議案第77号

## 静岡市国民健康保険条例の一部改正について

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の6.15」を「100分の5.49」に改め、同条第2号中「26,200円」を「23,900円」に改め、同条第3号ア中「20,700円」を「18,900円」に改め、同号イ中「10,350円」を「9,450円」に改め、同号ウ中「15,525円」を「14,175円」に改める。

第14条中「52万円」を「54万円」に改める。

第14条の3第1号中「100分の2.36」を「100分の2.30」に改める。

第14条の6中「17万円」を「19万円」に改める。

第17条第1号中「100分の2.38」を「100分の2.33」に改め、同条第2号中「19,000円」を「18,400円」に改める。

第23条第1項第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改め、同条第3項第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。